告示

○内閣府経済産業省告示第一号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十八の二第三項の規定による特定投資事業有限責任組合契約の指定に伴い、同条第六項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約を指定するための基準を定める件（平成二十五年内閣府経済産業省告示第二号）第一条第二項各号に掲げる事項を次のとおり告示する。

平成二十七年一月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　宮沢　洋一

一　組合の名称　みえ中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所　三重県津市栄町二丁目三百八十番地
無限責任組合員の氏名又は名称　株式会社三重リバイタル
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十七年一月十五日
二　組合の名称　ぎふ中小企業支援二号ファンド投資事業有限責任組合
組合の主たる事務所の所在場所　岐阜県岐阜市金町八丁目一番地
無限責任組合員の氏名又は名称　株式会社ぎふリバイタル
特定投資事業有限責任組合契約の指定をした日付　平成二十七年一月十五日

○金融庁告示第一号

アメリカン　ファミリー　ライフ　アシュアランス　カンパニー　オブ　コロンバスより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に掲げる日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年一月十六日

金融庁長官　細溝　清史

日本における代表者の氏名及び住所
チャールズ・ディトマース・レイク二世
東京都千代田区紀尾井町三番十号

○法務省告示第三十七号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年二月十六日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

山内　裕司
埼玉県川口市金山町十四番十五―一〇五号ライオンズマンション川口ブリーズコート

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

○法務省告示第三十八号

沖縄県宮古郡多良間村役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年二月十六日までに、同村長に対して、次の手続をしてください。

沖縄県宮古郡多良間村字仲筋五百十三番地
村吉　森吉

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。
二　申出の手続について分からないことがあれば、多良間村役場又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十七年一月十六日

法務大臣　上川　陽子

○法務省告示第三十九号

司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三条第二項第一号及び第三項並びに司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）第九条の規定に基づき、司法書士法第三条第二項第一号の研修として次の研修を指定する。

平成二十七年一月十六日

法務大臣　上川　陽子

一　実施法人　日本司法書士会連合会
二　名　称　第十四回司法書士特別研修
三　期　間　平成二十七年一月二十四日から同年三月一日まで
四　内　容　基本講義、グループ研修、ゼミナール、実務研修、模擬裁判及び総合講義を実施する。

○法務省告示第四十号

長野県上田市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年二月十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。
二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十七年一月十六日

法務大臣　上川　陽子

長野県上田市大字小牧五百四十三番地
西入道三郎

○法務省告示第四十一号

長野県上田市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年二月十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。
二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十七年一月十六日

法務大臣　上川　陽子

長野県上田市大字小牧六百十六番地
宮島　正信

○法務省告示第四十二号

長野県上田市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年二月十六日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。
二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。
二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十七年一月十六日

法務大臣　上川　陽子

長野県上田市大字小牧五百四十七番地
宮島　壽